

## 公聴会公述の要旨及び決定権者の検討結果

登米都市計画に関する公聴会（平成29年9月26日）

公述人	公述要旨	検討結果
<p>公述人A (登米市)</p>	<p>減反政策等の影響により米の生産農家は経済的に疲弊している一方で、農地法の規制により農地の処分が容易でないことから耕作放棄地が増えている。都市計画の見直しにより、利活用していない農地を工業用地や住宅用地へ転換して土地の有効利用を図り、企業を誘致して雇用を生み出していただきたい。</p>	<p>公述内容については案に反映されていると認められることから、公述に基づく案の修正は行いません。</p> <p><b>【検討内容】</b></p> <p>登米都市計画区域の都市の将来像としては、「自然環境や歴史文化とともに生きる生活圏・交流空間の形成」を目指しております。また、「登米都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（案）」では、以下の3点のとおり位置づけています。</p> <p>1-(2)-② 都市計画区域の基本方針</p> <p>4)-イ)「広域高速交通の広域的な交通条件を活かし，三陸縦貫自動車道登米 I.C. 周辺は，集団的な優良農用地の確保，良好な田園景観の確保，周辺森林環境の保全に配慮しながら，商業・業務・工業及び観光等の産業拠点を形成する。また，みやぎ県北高速幹線道路(仮)佐沼 I.C. 等の新たな I.C. や国道 398 号との結節点周辺は産業業務系の土地利用の誘導と企業誘致を図る。」</p> <p>1-(2)-③ 都市の将来構造</p> <p>2) 田園・居住共生ゾーン「本区域白地に位置するゾーンである。無秩序な市街化の抑制を図る一方で，地域の生活，居住及び産業活動に必要な土地利用については，需要等を考慮しながら計画的に土地利用を誘導していく。」</p> <p>3-(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>③-4)「三陸縦貫自動車道登米 I.C. 周辺は，現況の田園環境の維持・保全に配慮しつつ，高速交通ネットワークを活かし商業・業務・工業及び観光等の土地利用を図る。」</p> <p>このことから、「登米都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（案）」は公述内容が反映されたものとなっております。</p> <p>今後は「登米都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」の変更後に，都市づくりの方向性について地域の合意形成が促進され，具体の都市計画に反映されるよう努めてまいります。</p>

## 公聴会公述の要旨及び決定権者の検討結果

登米都市計画に関する公聴会（平成29年9月26日）

公述人	公述要旨	検討結果
公述人B (登米市)	<p>① 都市計画や公共事業の策定・実施に当たっては、地域の住民の意向を尊重し、計画のコンセプト等を住民が共通認識を持って進めることが重要である。計画策定の発案から許可・認可、実施に至るまでの各段階で情報公開、住民への意見聴取を行い、合意を形成する等の住民参加のシステムを確立していただきたい。</p> <p>② 県北高速幹線道路の建設は登米都市計画区域にとって多大な影響を与えるものであり、産業界の起爆剤となるものであることから、県北高速幹線道路の建設と登米インター周辺の開発と整備をお願いしたい。</p>	<p>公述内容については、以下の理由により、公述に基づく案の修正は行いません。</p> <p><b>【検討内容】</b></p> <p>① について</p> <p>「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものです。御意見のように、都市計画の策定や事業の実施に当たっての具体的な手法を定めることは、当方針の内容になじむものでないことから、案の修正は行わないこととします。</p> <p>なお、都市計画の決定・実施においては、地域住民の意向ができるだけ尊重されることが重要であることから、今後とも、住民参加の機会の拡大を図ってまいります。</p> <p>② について</p> <p>登米都市計画区域の都市の将来像としては、「自然環境や歴史文化とともに生きる生活圏・交流空間の形成」を目指しております。また、「登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」では、以下の2点のとおり位置づけています。</p> <p>1-(2)-② 都市計画区域の基本方針</p> <p>4)-イ)「広域高速交通の広域的な交通条件を活かし、三陸縦貫自動車道登米 I.C. 周辺は、集団的な優良農用地の確保、良好な田園景観の確保、周辺森林環境の保全に配慮しながら、商業・業務・工業及び観光等の産業拠点を形成する。また、みやぎ県北高速幹線道路(仮)佐沼 I.C. 等の新たな I.C. や国道 398 号との結節点周辺は産業業務系の土地利用の誘導と企業誘致を図る。」</p> <p>3-(1)「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」</p> <p>③-4)「三陸縦貫自動車道登米 I.C. 周辺は、現況の田園環境の維持・保全に配慮しつつ、高速交通ネットワークを活かし商業・業務・工業及び観光等の土地利用を図る。」</p> <p>このことから、「登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）」は公述内容が反映されたものとなっております。</p> <p>今後は「登米都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更後に、都市づくりの方向性について地域の合意形成が促進され、具体の都市計画に反映されるよう努めてまいります。</p>